

ショートステイ マチニワ

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業所) 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人信愛会が開設するショートステイ マチニワ（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防短期入所生活介護にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ショートステイ マチニワ
- (2) 所在地 愛知県豊川市光明町一丁目19番地の10

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務（生活相談員と兼務））
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者
 - 医師 1名（非常勤専従）
 - 生活相談員 3名（常勤兼務（管理者と兼務）1名、常勤兼務（介護職員と兼務）2名）
 - 看護職員 3名（常勤兼務（機能訓練指導員と兼務）1名、非常勤デイケアセンターマチニワ看護職員と兼務2名）
 - 介護職員 12名（常勤専従5名、常勤兼務（生活相談員と兼務）2名、非常勤専従5名）

機能訓練指導員 1名（常勤兼務（看護職員と兼務））

管理栄養士 1名（非常勤専従）

職員は、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行う。

（利用定員）

第5条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

20名（従来型個室）

（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等）

第6条 指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

（1）入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話

（2）機能訓練及びその他必要な医療

（3）健康チェック

（4）送迎

2 食費は、朝食400円、昼食710円、夕食580円及びおやつ160円を徴収する。但し、食事・おやつ以外で利用者の嗜好により提供したものについては実費を徴収する。

3 光熱水費相当又は室料として、次の居住費を徴収する。

室料 3,000円／1日

4 日常生活において通常必要となる費用として利用者が負担すべき費用は、次の額を徴収する。

教養娯楽費 150円／1日

レンタルテレビ 100円／1日

5 医療費控除額を証明する文書料は、次の額を徴収する。

文書料（医療費控除証明書） 550円／1通

6 入所利用予定日の前日の17時以降のキャンセルまたは連絡がない場合は、キャンセル料として食事・おやつ代相当額を徴収する。

7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第7条 生活相談員等は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っ

ているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は次のとおりとする。

豊川市全域

豊橋市賀茂町、下条西町、下条東町、浪ノ上町、牛川町、長瀬町、大村町、飽海町、旭町、今橋町、八町通、関谷町、下地町、瓜郷町、船町、北島町、南島町、菰口町、野田町、三ツ相町、吉川町、小向町、馬見塚町、湊町、高洲町、横須賀町、下五井町、川崎町、清須町、日色野町、前芝町、西浜町、梅藪西町

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第9条 職員は、利用者に対して職員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 職員は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- (2) 入所生活においては、施設の規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理について責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回
- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人信愛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止)

第12条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附則

この規程は、平成28年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 元年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 2年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 3月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 1月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。